

質問への回答

平成29年8月

1 認定こども園として設置・運営することは可能か。

回答： 今回の公募は2・3号認定こどもの待機児童解消のために実施するものであるため、1号認定こどもの定員枠が必要となる認定こども園としてはご応募いただけません。

2 社会福祉法人を新たに立ち上げることを前提に申請することは可能か。

回答： 可能です。